社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令

（社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（流動資産の範囲）	（流動資産の範囲）
第十五条　（略）	**第十五条**　（略）
2　（略）	2　（略）
（削る）	3　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で貸借対照表日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。
（流動資産の区分表示）	（流動資産の区分表示）
第十六条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。	**第十六条**　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
（削る）	七　繰延税金資産
七　（略）	八　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項第七号の資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、役員、社員、評議員若しくは職員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。	3　第一項第八号の資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、役員、社員、評議員若しくは職員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
（その他の資産の範囲）	（その他の資産の範囲）
第二十四条　次に掲げる資産は、その他の資産に属するものとする。	**第二十四条**　次に掲げる資産は、その他の資産に属するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　繰延税金資産	（新設）
四　前三号に掲げるものの外、流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産	三　前二号に掲げるものの外、流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産
2　（略）	2　（略）
（削る）	3　繰延税金資産で、第十五条第三項に規定するもの以外のものは、その他の資産に属するものとする。
（流動負債の範囲）	（流動負債の範囲）
第二十九条　（略）	**第二十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
（削る）	3　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で貸借対照表日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。
（流動負債の区分表示）	（流動負債の区分表示）
第三十条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、期限経過の未償還社会医療法人債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。	**第三十条**　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、期限経過の未償還社会医療法人債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。
一～七　（略）	一～七　（略）
（削る）	八　繰延税金負債
八～十二　（略）	九～十三　（略）